

日本精神分析協会 精神分析的精神療法家センター 設立のお知らせ

日本精神分析協会ではこれまでの精神分析的精療法家部門を拡充して、2019年6月、JPS 精神分析的精神療法家センター JPS Allied Centre for Psychotherapists を設立しました。我が国においては、少なくない数の精神分析的精神療法が週一回で行われきたという歴史や経験を踏まえ、フロイトの創始した精神分析の知恵を生かした、精神分析的精神療法家のための組織を創造したいと思います。

センター長 北山 修 副センター長 髙野 晶 監 査 岡田暁宜

◎その内容(規約から重要部分を抜粋します)

(目的) 本センターは、日本精神分析協会(Japan Psychoanalytic Society)の 規約第17条にある「精神分析的精神療法家部門」の名称であり、日本精神分析 協会が設置する機関です。その会員として日本精神分析協会認定の精神療法家 の他、精神分析家、研修生を擁し、我が国の精神分析的精神療法の発展に寄与す ることを目的とします。

(活動・事業)(1)学術集会や研修会を開催し、精神分析的精神療法に関する研究と研修を推進します。

- (2) 精神分析的精神療法家の訓練に関する研究と提言を行います。
- (3) 出版事業やインターネットを通じ、内外の精神分析的精神療法の成果や知見を紹介します。
- (4)会員の相互交流と、世界の精神療法家との国際交流を促進します。

(会員) 本センターの会員は、次の2種類とします。

(1)正会員は、日本精神分析協会によって認められた精神分析的精神療法家、

および主旨に賛同する精神分析家とします。

(2)研修会員は、日本精神分析協会の「精神分析的精神療法家に関する細則」に定められた研修生とします。

(会費) 会員は,入会費 10,000 円と、以下に定める年会費を本センターに納入しなければなりません。(1)正会員 20,000 円(日本精神分析協会所属の精神分析家は 10,000 円) (2)研修会員 10,000 円

◎協会研修生(センター研修会員)となるプロセス、および協会精神分析的精神療法家(センター正会員)となるプロセス

協会の研修生になる審査を受けるためには、協会正会員の精神分析家および訓練分析家、もしくは資格取得後五年以上の精神分析的精神療法家 1 名からの推薦を受けなければなりません。また、医学部卒業、あるいは大学院修士課程修了の者で、その後少なくとも5年の精神医療、心理臨床の臨床経験を有していること、本委員会が定める基礎セミナーを修了していること、日本精神分析学会大会での一般演題水準以上の口演発表を 1 回以上行っていることが条件です。なお、後述の経過措置の対象となる訓練精神療法体験をお持ちの場合を除いて、協会の訓練分析家あるいは正会員精神分析家の審査精神療法(訓練精神療法に先だって行われる審査のためのもの)を予約しておく必要があります。こうして研修生となると、センター研修会員になります。

そして、研修生が精神分析的精神療法家の認定を受けるために必要な訓練は、精神分析インスティテュートが行う、訓練精神療法、スーパービジョン、アドバンストセミナーの受講によって構成されます。訓練精神療法は、協会が認めた訓練分析家、および協会正会員によって、毎週 1 回以上行われます。スーパービジョンは協会の認めた訓練分析家、正会員、および認定されてから五年以上の精神分析的精神療法家によって毎週一回行われ、二人のスーパーバイザーが必要です。また、精神分析理論と技法に関するアドバンストセミナーを受講していただきます。

精神分析的精神療法家として協会から認定を受けると、センター正会員となることができます。

◎経過措置があります

・応募資格についての経過措置:日本精神分析学会の精神分析的精神療法医・精神分析的心理療法士の認定を受けていることで、日本精神分析協会基礎セミナー修了と同じ基礎的知識を有しているとみなします。必要書類に認定書のコピーを添えてください。

・訓練についての経過措置

(訓練精神療法)本協会の正会員および訓練分析家に週 1 回以上の精神分析的精神療法をすでに受けて終結したことを証明できる場合には、それを訓練精神療法に充てることができます。ただし、そのセラピーの半分以上の期間、セラピストが正会員資格を持っていた場合に限ります。

(スーパービジョン) 本協会の正会員もしくは 5 年以上資格を継続している精神療法家にスーパービジョンを受けて終了したことを証明できる場合には、必要とされるスーパービジョンにそれを充てることができます。ただし、そのスーパービジョンが週 1 回で行われた期間 1 年以上において、スーパーバイザーが正会員資格を有していたか、資格取得 5 年以上の精神分析的精神療法家であった場合に限ります。

・経過措置期間の予定: 2019 年 6 月から 2025 年 5 月までです。

◎関心のある方は

日本精神分析協会の精神分析的精神療法家に関する細則と、センター規約をお読みください。問い合わせは下記です。

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-4 SC ビル 6 階 小寺財団内 日本精神分析協会 メール <u>centre@jpas.jp</u> FAX 03-3350-9749

◎センターの研修会員になるには

繰り返しますが、協会の精神分析的精神療法家研修生になっていただく必要があります。その上で、事務局から申し込み書類を取り寄せ、お申し込みください。

◎これからの予定

2019 年 9 月 29 日日曜日 午前および午後 設立記念シンポジウムが開催されます。(TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター)

また、センター発足後も規約の詳細が再検討されますので、内容に多少変更が 出るかもしれません。 (以上)